

# Ⅲ 参 考 資 料

## 1 関係規程

- (1) 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱 …………… 31
- (2) 札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指導要綱 …………… 39
- (3) 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 …………… 41
- (4) 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱…………… 45
- (5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱 …………… 48



# Ⅲ 参 考 資 料

## 1 関係規程

### (1) 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱

平成20年3月28日環境局長決裁

令和5年2月24日 一部改正

#### 目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 ごみステーションの位置等に係る基準（第6条～第7条）

第3章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理（第8条～第16条）

第4章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準（第17条～第21条）

第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準（第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）第31条及び第31条の2に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出方法、ごみステーションの清潔保持及びごみステーション等の設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみ収集当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) ごみ保管場所 ごみを収集日までの間保管するため、建築物内又は建築物とは別に設ける場所をいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (5) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。
- (6) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (7) 通路 建物敷地内の人や車の通り道をいう。

##### （市の責務）

第3条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。

- 2 市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぼる衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

##### （市民の責務）

第4条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみ

の排出を行わなければならない。

2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。

- (1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
- (2) 管理器材の購入については応分の費用負担をすること。
- (3) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用することなど利用する市民全員が協力して行うこと。
- (4) 転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。

3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。

4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

第5条 ごみステーションへのごみの排出に用いる容器は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する場合は指定袋
- (2) 前号に定めるもの以外のごみを排出する場合は次に定める基準に適合する袋
  - ア 十分な強度があること。
  - イ 指定袋と同程度以上の透明度を有すること。
  - ウ 着色されている場合、黒・灰・茶等の暗い色以外のものによること。
  - エ 文字、図柄等がある場合は、それにより中身の識別が妨げられないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、道路、公園等公共の場所を清掃して出たごみを排出する場合は、ボランティア清掃専用ごみ袋を用いることができる。

第2章 ごみステーションの位置等に係る基準(共同住宅の敷地内に設置する場合を除く。)

(事前協議)

第6条 ごみステーションの位置は、次条に定める基準に適合することを当該住所地を所管する清掃事務所長(別表1)との間で確認したうえで、住民組織及び利用する市民等が決めるものとする。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

(位置等についての基準)

第7条 ごみステーションの位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであること。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

- (1) 歩道又は道路側端等であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法(昭和35年法律第105号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行えること。
- (3) 次のア～ウに該当しないこと。
  - ア 見通しの悪いカーブした道路
  - イ 急勾配の道路
  - ウ 回転又は方向転換ができない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 歩道又は道路側端上には、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置しないこと。

2 ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数は、20～30世帯を基準とする。ただし、当該住所地を所管する清掃事務所長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、10～15世帯を基準とすることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該住所を所管する清掃事務所長が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、当該清掃事務所長がごみステーションの利用世帯数について個別に判断するものとする。

### 第3章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理

(対象とする共同住宅)

第8条 この章から第5章までの規定は、住戸を6戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条、第10条及び第12条の規定は、親族が複数世帯同居する建築物を除くすべての共同住宅に適用する。

(共同住宅の所有者等の責務)

第9条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
  - (2) ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
  - (3) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ごみステーション周辺（敷地内通路を含む。）に駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。
- 2 共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
  - (2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

(あっせん・仲介業者の責務)

第10条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

(新築共同住宅に係るごみステーションの設置)

第11条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

- 2 前項に定めるごみステーションを設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従わなければならない。

(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)

第12条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が専用のごみステーションを設置するよう努めることとする。ただし、近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がなされている場合には、この限りではない。

- 2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意ができなくなったと当該住所を所管する清掃事務所長が判断した場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。
- 3 前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。
- 4 ごみステーションを敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い、敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合は第6条及び第7条に定める基準に従わなければならない。

(ごみ保管場所の設置)

第13条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、第22条に定める基準に従いごみ保管場所を設置しなければならない。ただし、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置し、第9条に定める事項を遵守して清潔を保持している場合はこの限りでない。

- 2 ごみ保管場所に保管されたごみは、収集当日の朝、ごみステーションに持ち出すものとする。
- 3 ごみ保管場所及びその周辺は、常に清潔を保持しなければならない。

(近隣住民への説明)

第14条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、ごみステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。

- 2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。

(事前協議・ごみ処理及びごみステーション設置計画書)

第15条 共同住宅の建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請又は計画通知の前に、ごみステーションの設置等について建築予定区を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。

- 2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、当該共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。
- 3 第1項の協議の際には、「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」(様式1)、第2項の協議の際には「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」(様式2)を提出し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図(ごみステーション形状図)
- (4) 各階平面図

(ごみ収集の申込み)

第16条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する2週間前までに、「ごみ収集申込書兼所有者等通知書」(様式3)を共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に提出しなければならない。

- 2 清掃事務所長は前項の申込みを受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を行うものとする。
- 3 共同住宅の所有者等は、第1項の規定により通知した所有者等に変更があったときは、その旨を「所有者等変更通知書」(様式4)によって共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に通知しなければならない。

第4章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準

(基本事項)

第17条 共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置予定区を所管する清掃事務所長と事前協議を行うこと。
- (2) 原則として1棟につき1箇所のごみステーションを敷地内に設置すること。
- (3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて1箇所のごみステーションを設置することができる。

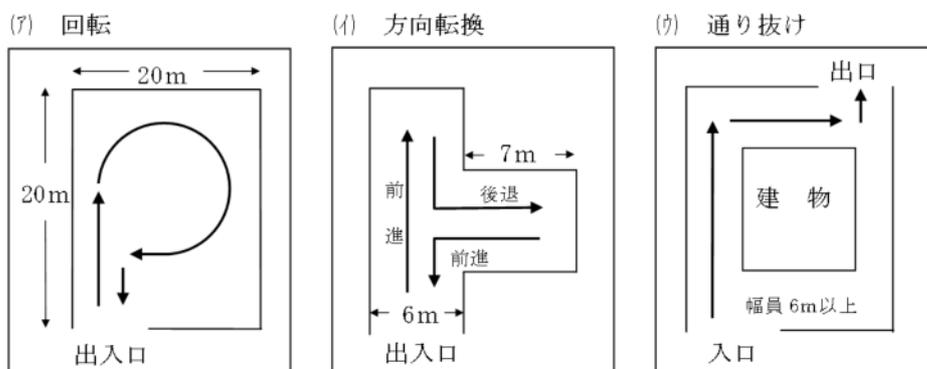
- (4) 容積は1住戸につき60リットルを基準とする。
  - (5) ごみステーション以外の用途と共用しないこと。
- 2 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けること。

(設置場所についての基準)

第18条 共同住宅敷地内ごみステーションの設置場所についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、道路に接する場所であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所ではなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
- (3) 道路に接する敷地のうち次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。
  - ア 見通しの悪いカーブした道路
  - イ 急勾配の道路
  - ウ 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を満たす場所であること。
  - ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
  - イ 出入口は道路に6m以上接していること。
  - ウ 出入口からごみステーションまでのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員6m以上であること。
  - エ 出入口に門がある場合は、幅6m高さ3.5m以上の開口部があること。
  - オ ごみステーションは敷地内通路以外の場所に設置すること。
  - カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。(図1参照)
    - (ア) 回転のため400㎡(20m×20m)以上の場所があること。
    - (イ) 方向転換のため幅員6m、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。
    - (ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
  - キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。
  - ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。
  - ケ その他市長が特に必要と認める事項。

図1



(構造についての基準)

第19条 共同住宅敷地内ごみステーションの構造についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。

- (2) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 囲い等はコンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成し、床面は舗装すること。
- (5) 囲い等には、ごみ収集車停車位置側に幅 1.5m 高さ 2m 以上の開口部を設けること。
- (6) 屋根を設置する場合は高さ 2m 以上とすること。
- (7) 扉を設置する場合は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅 1.5m 高さ 2m 以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
- (8) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。

(自動ごみ貯留排出装置 (燃やせるごみ用))

第 20 条 自動ごみ貯留排出装置 (燃やせるごみ用) を設置する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、振動対策には十分配慮すること。
- (2) 屋内に設置する場合は、十分な換気設備を設けること。
- (3) 収集作業を行うため、幅 4m、長さ 7m 以上の後退で入れる場所があること。
- (4) 燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを集積するため、自動ごみ貯留排出装置とは別にごみステーションを設置すること。
- (5) 歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。

(敷地内収集の手続き)

第 21 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合には、「敷地内収集申請書」(様式 5) に収集場所の見取図を添付し、所管の清掃事務所に提出しなければならない。

- 2 清掃事務所長は前項の申請を受理したときは、第 18 条第 5 号又は第 20 条に定める事項について現地調査を行うものとする。
- 3 清掃事務所長は敷地内収集を認める場合には「敷地内収集承認通知書」(様式 6) によって、敷地内収集を認めない場合には「敷地内収集却下通知書」(様式 7) によって、申請者に通知するものとする。

## 第 5 章 共同住宅ごみ保管場所設置基準

(ごみ保管場所)

第 22 条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1 住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね 80 リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。

適用建築物内	
位置	壁面、階段下、地上階等
禁止場所	防火・防災上等の理由による禁止場所（廊下、階段、非常口、ベランダ、バルコニー、電気配線点検口、給水管点検口等）
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納庫(トランクルーム)、物置等</li> <li>・車庫等</li> <li>・構造物なし(地上階の吹き抜け部分、階段下等)</li> </ul> ※他の用途と併用可
	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・便所、浴室、玄関、台所の床、流し台等は原則として利用しないこと。利用する場合には、専用の保管設備を設置すること。</li> </ul>
適用建築物外	
位置	敷地内
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ保管庫、収納庫(トランクルーム)、物置、ロッカー、コンテナ等</li> <li>・車庫等</li> <li>・囲い(コンクリート製、ブロック製、木製)</li> <li>・蓋付の容器、保管器材</li> <li>・コンクリート、アスファルト舗装床</li> <li>・構造物なし(敷地内通路又は駐車場等に利用していない敷地)</li> </ul> ※他の用途と併用可
	備考

## 第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準

### (ごみ保管場所)

第22条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね80リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。

## 第6章 雑則

### (委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定（同項第5号から第9号までに係る部分に限る。）は同年10月1日から施行する。

### (関係要綱、基準及び要領の廃止)

- 2 次の要綱、基準、要領は廃止する。
  - (1) 家庭廃棄物の排出方法及びごみステーションの清潔保持等に関する要綱
  - (2) ごみステーションの収集基準
  - (3) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所及びごみ排出指導基準
  - (4) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所・ごみステーションの運用基準
  - (5) 札幌市共同住宅のごみ保管場所設置に関する指導要綱

- (6) 札幌市共同住宅におけるごみ保管場所・ごみステーションの指導基準
- (7) 中高層集合住宅におけるごみ収集施設設置基準
- (8) 中高層共同住宅におけるごみ収集基準
- (9) 敷地内収集取扱い要領

(経過措置)

- 3 この要綱第11条及び第13条から第15条までの規定のうち共同住宅の建築主に係る部分は、平成20年10月1日以降に建築基準法(昭和25年法201号)に基づく建築の確認申請又は計画通知を行おうとする建築物から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和2年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表1

名 称	所管区域	電話番号	住 所
中央清掃事務所	中央区	581-1153	南区南30条西8丁目
北清掃事務所	北区	772-5353	北区屯田町990番地3
東清掃事務所	東区	781-6653	東区丘珠町873番地1
白石清掃事務所	白石区・厚別区	876-1753	白石区東米里2170番地
豊平・南清掃事務所	豊平区・清田区・南区	583-8613	南区真駒内602番地30
西清掃事務所	西区・手稲区	664-0053	西区発寒15条14丁目2-1

## (2) 札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指導要綱

平成22年3月31日環境局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号。以下「条例」という。）第31条に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出日時、排出場所、排出方法等（以下、「排出日時等」という。）の厳守に向けた指導を行ううえで必要な事項を定め、もってごみステーションの清潔保持及び良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

### (基本方針)

- 第2条 市長は、あらゆる機会を利用してごみの排出日時等を市民に周知し、その浸透を図るとともに、排出日時等が守られていないごみステーション及びその利用者の排出状況の把握に努めるものとする。
- 2 市長は、前項に定める周知等を地域の現状に即して計画的に行うとともに、地域との良好な関係が保持されるよう共同住宅に対するごみの適正排出のための重点的な対策を講じるものとする
  - 3 市長は、排出日時等を守らずにごみをごみステーションに排出する行為（以下、「不適正排出」という。）がなされた場合に、そのごみを排出した者の特定に努め、当該排出者への必要な指導を行う。
  - 4 市長は、前項に定める指導を行ったにもかかわらず、不適正排出者が正当な理由なく従わないときは、条例第34条及び排出日時等の遵守義務及び一般廃棄物の自己処理に係る改善命令等及び公表の基準に基づき、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じる。
  - 5 市長は、前項の規定により命令を受けた不適正排出者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

### (排出日時等の周知)

第3条 前条第1項に定める市長が行う周知は、次の方法等によるものとする。

- (1) 広報誌・ホームページ等への掲載
- (2) チラシ等の配布
- (3) ポスターの掲出
- (4) 家庭ごみ収集日カレンダーの全戸配布
- (5) 出前講座・清掃懇談会の実施

### (ごみステーションパトロールの実施)

- 第4条 市長は、地域のごみステーション管理を支援するため、日常的にごみステーションのパトロールを行う。
- 2 市長は、前項に定めるパトロールを行うに当たり特に共同住宅居住者のごみ排出状況の把握に努めるものとする。

### (開封調査)

第5条 市長は、条例第52条第1項の規定により、不適正排出物があった場合には、排出者を特定するため当該不適正排出物の入ったごみ袋の内容物を調査する。

### (不適正排出者への個別指導)

第6条 市長は、前条の開封調査により排出者を特定したときは、当該排出者に対し個別に指導を行う。なお、個別指導は面談によることを原則とするが、数回にわたって訪問しても不在のときは、連絡票により連絡を

とる。個別指導を行った場合には、個別指導実施記録（様式1）にその内容を記録する。

（重点指導地区の設定及び指導等）

第7条 市長は、第3条から前条までに定める個別指導等を行ってもなお排出日時等が守られない地区を重点指導地区として設定する。

2 市長は、重点指導地区の居住者に対し、地域の実情を考慮しながら計画的かつ重点的に個別指導等を行うとともに、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

- (1) 重点指導地区全世帯へのチラシ等の配布
- (2) ごみステーションでの排出日時等の周知及び指導

3 市長は、特に不適正排出が多いごみステーション利用者を訪問して面談による排出日時等の周知を行う。

（共同住宅居住者への指導等）

第8条 市長は、排出日時等が守られていないごみステーションを利用する共同住宅を重点指導の対象とする。

2 市長は、前条に定める共同住宅居住者に対し、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

- (1) 第5条に定める開封調査により不適正排出者を特定できない場合であっても、その者が居住する共同住宅を特定したときは、チラシを配布する等の方法により居住者全員に排出日時等の厳守を周知する。
- (2) 居住者の排出日時等の周知を図るため、当該共同住宅の所有者、管理組合又は管理会社等に対し、必要な啓発・指導を要請する。
- (3) 前号に定める共同住宅所有者による居住者への啓発・指導を要請するため、登記事項及び固定資産税情報から共同住宅所有者を調査する。

3 市長は、前項までに定める指導等が円滑に行われるよう共同住宅関係団体等に協力要請を行う。

（不適正排出者への書面による指導等）

第9条 市長は、第6条に定める個別指導を受けてもなお排出日時等を守らない者を重点指導の対象とし、以下の手順により書面による指導を行う。

- (1) 注意書（様式2）を交付して注意を行う。
- (2) 前号に定める注意書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、指導書（様式3）を交付して指導を行う。
- (3) 前号に定める指導書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、警告書（様式4）を交付して警告を行う。

なお、警告書を交付した際には、排出者本人記入し、押印した念書（様式5）を徴する。

2 市長は、前項第3号に定める警告書の交付を受けてもなお排出日時等を守らない者に対し、条例第34条第1項の規定により期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じるため、命令書（様式6）を交付する。

（公表）

第10条 市長は、前条第2項に定める命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、清掃事業担当部長が定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

### (3) 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成5年3月29日

環境局長決裁

改正 平成6年3月30日

改正 平成9年3月21日

改正 平成9年4月14日

改正 平成10年5月7日

改正 平成18年5月18日

改正 平成19年7月2日

改正 平成21年3月18日

改正 平成29年12月12日

改正 令和2年6月29日

改正 令和3年3月29日

改正 令和5年3月30日

#### (目的)

第1条 この要綱は、家庭用合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。
- (6) 補助対象地域 下水道法（昭和33年法律第79条）第4条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (7) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満）も含む。

#### (補助金の交付)

第3条 市は、市長の定める補助対象地域内において、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅から排出される汚水を処理するために設置する浄化槽であること。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下で、設置する浄化槽の規模が10人槽以下であること。
- (3) 「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」（平成4年12月1日施行）に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者。
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (3) 事業の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者。ただし、居住の目的で当該専用住宅を購入した者は、補助金の対象者となることができる。
- (4) 他の関係法令に違反している者
- (5) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

#### (補助金額)

第4条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。

2 補助対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽本体(付帯設備を含む)費用、設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及び処理水放流にかかるものであって、建築物の外部で敷地内の範囲のもの)工事に要する費用
  - (2) 転換による単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用
  - (3) 転換による宅内配管(当該浄化槽への排水導入にかかるものであって、建築物の内部のもの)工事に要する費用
- 3 補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、その満たない額に相当する分を補助金額から減ずる。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

#### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 設置された浄化槽が浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査を受け、その結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合であって、それが施工業者の責に帰すべき事由によるときは、施工業者がその設置工事の追完請求等に応じる責任を負うことを明確にした工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽工事費内訳書(見積)(第2号様式)
- (5) 登録証写し(合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領に基づくもの)
- (6) 登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる書類(転換の場合に限る)
- (8) その他、市長が必要と認める書類

#### (交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第4号様式)によりそれぞれ通知する。

#### (変更承認申請書等)

第7条 第6条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第6条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止し

ようとするときは、変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る設置工事完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3月31日）のいずれか早い日までに、完了報告書（第6号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書（第7号様式）
- (3) 施工状況確認表（第8号様式）
- (4) 浄化槽工事費内訳書（実績）（第9号様式）
- (5) 施工中の写真
  - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
  - イ 基礎工事の状況を示す写真
  - ウ 据付工事の状況を示す写真
  - エ かさ上げの状況を示す写真
  - オ 浄化槽本体（型式のわかる）の写真
  - カ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去状況を示す写真（転換の場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第9条 市長は、第8条の規定により提出された完了報告書を審査し、設置工事の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第10号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第10条 削除

（補助金交付の取消）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（工事状況の現場確認）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確

認することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規定（昭和36年訓令第24号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月14日）

この要綱は、平成9年4月14日から施行する。

附 則（平成10年5月7日）

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則（平成18年5月18日）

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成19年7月2日）

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（令和2年6月29日）

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

1. 区分	2. 限度額
(1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用	ア 5人槽 826,000円
	イ 6～7人槽 1,076,000円
	ウ 8～10人槽 1,192,000円
(2) 単独処理浄化槽の撤去に要する費用	120,000円
(3) くみ取り槽の撤去に要する費用	90,000円
(4) 宅内配管工事に要する費用	300,000円

#### (4) 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

平成25年3月29日

環境局長決裁

改正 令和5年6月30日

##### (目的)

第1条 この要綱は、専用住宅における合併処理浄化槽の維持管理費の負担を軽減することによりその設置促進を図り、良好な水資源の保全に資するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽維持管理費の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

##### (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 補助対象地域 札幌市域のうち、下水道法（昭和33年法律第79条）第4条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (3) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満）も含む。
- (4) 浄化槽清掃業者 浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、札幌市長が浄化槽清掃業を許可した者をいう。
- (5) 法定検査 浄化槽法第7条または第11条に規定する水質に関する検査であって、北海道知事が指定する指定検査機関が実施するものをいう。

##### (補助金の交付)

第3条 市は、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を管理する者（以下「管理者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、その交付回数は同一の合併処理浄化槽について、同一年度内に1回とする。

- (1) 専用住宅から排出される汚水を処理するために設置したものであり、現に使用されているものであること。
  - (2) 設置されている合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。
  - (3) 補助対象地域内において設置されているものであること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
  - (4) 浄化槽清掃業者が行った清掃であり、その費用を管理者が負担したものであること。
  - (5) 当該年度又はその前年度に法定検査を受検していること。ただし、その検査結果が不適正である場合、本市が認める改善計画又は改善報告を管理者が示していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに設置されたものを管理する者。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
  - (2) 本市が、関係官公署及び関係業者等に対し、当該事業の目的の範囲内で照会・調査することについて承諾しない者
  - (3) 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反している者
  - (4) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

第4条 削除

(補助金額)

- 第5条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を上限とする。
- 2 補助対象となる事業費は、合併処理浄化槽の清掃作業（引抜き汚泥の収集運搬及び処分に要する費用を含む）に要する費用（税抜き）とする。
  - 3 補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、補助対象事業費全額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、清掃を行うより前に補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

- 第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。
  - 3 補助対象者は、前項の補助金交付決定通知を受けた後に清掃を行うこととする。

(変更申請書等)

- 第8条 補助対象者は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者である管理者に変更があった場合、変更申請書により承認を受けた管理者は、補助対象者としての権利を承継するものとする。

(完了報告)

- 第9条 補助対象者は、補助金の交付決定日から当該年度の会計年度終了日（3月31日）までの間に、合併処理浄化槽の清掃を行い、その内容について、完了報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 浄化槽清掃業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本
  - (2) 浄化槽清掃業者が発行する、清掃の実施内容が確認できる書類の写し
  - (3) 申請日の前年度以降に受検した法定検査のうち、最新の検査結果書の写し
  - (4) 前号の検査結果が不適正である場合には、その改善計画書（第6号様式）又は改善報告書（第7号様式）
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

- 第10条 市長は、第9条の規定により提出された完了報告書を審査し、浄化槽清掃の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第8号様式）により速やかに補助対象者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

## 第11条 削除

(補助金交付の取消)

第12条 市長は、第10条の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 第9条の規定による完了報告書が当該年度内に提出されないとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(実地確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の清掃の実施状況等を実地において確認することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）の定めるところによる。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は清掃事業担当部長が定める。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日）

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表1

1 人 槽 区 分	2 限 度 額
5 人 槽	32,000円
6 ~ 7 人 槽	45,000円
8 ~ 10 人 槽	68,000円

## (5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱

施行	昭和52年10月1日
一部改正	昭和55年4月1日
一部改正	平成2年4月1日
一部改正	平成5年7月1日
一部改正	平成8年7月15日
一部改正	平成9年2月7日
一部改正	平成9年8月4日
一部改正	平成10年4月1日
一部改正	平成11年4月1日
一部改正	平成12年4月1日
一部改正	平成12年10月1日
一部改正	平成14年4月1日
一部改正	平成15年1月6日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成18年2月6日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成24年4月1日

### (目 的)

第1条 この要綱は、清掃工場及び埋立処理場並びにごみ資源化工場（以下「処理施設」という。）に一般市民等が自ら搬入する廃棄物（以下「自己搬入ごみ」という。）受入及び一般廃棄物処理手数料（焼却、埋立）、産業廃棄物処理費用（以下「処理手数料」という。）の収納に係る事務を、適正かつ公正に処理するための事務取扱について定めることを目的とする。

### (処理手数料等の適用範囲)

第2条 処理手数料等の適用範囲は、処理施設に搬入される一般廃棄物及び札幌市廃棄物及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下「条例」という。第39条に基づき告示に定められた市が処分する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）とする。

### (受入処理施設)

第3条 受入処理施設、受入時間及び休日に関する事項は条例第29条に基づく告示の定めるところによる。ただし、次条第1項第5号又は第6号適用により、限定搬入するものはこの限りではない。

### (廃棄物の受入)

第4条 廃棄物等の受入手続は次のとおりとする。

- (1) 一般市民等が廃棄物を搬入する場合は、条例第29条に基づく 告示の定めるところにより、各処理施設に直接搬入することが出来る。
- (2) 市の部局から搬入申請書（様式1）により廃棄物搬入の申出があった場合で、施設管理課長が認めるときは、ごみ受入指示書（様式3）を交付する。
- (3) 埋立処理場周辺に居住する者から、廃棄物搬入の申出があった場合で、処理場管理事務所長が認めるときは、ごみ受入指示書（様式3）を交付する。
- (4) 埋立処理場に廃棄物を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長にごみ搬入申込書（埋立用）（様式9）、

また、清掃工場に廃棄物を搬入しようとする者は、清掃工場長にごみ搬入申込書（清掃・破碎工場用）（家庭ごみ 様式10）（事業系ごみ 様式11）を提出しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。

(5) あらかじめ処理場管理事務所長の許可を得た札幌市発注等の公共工事から発生する土砂を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長に土砂搬入申請書（様式2）を提出するものとし、処理場管理事務所長が認めたときは、土砂搬入指示書（様式4）を交付する。

(6) 日曜日に、施設管理課長の指示する施設に搬入しようとする者は、あらかじめ施設管理課長の許可を得なければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。

(7) 条例第29条に基づく告示において、自ら搬入する場合の処理

施設とされていない清掃工場周辺に居住する者等から廃棄物搬入の申出があった場合で、当該工場長が認めたときは、期限及び必要な条件を付して、ごみ受入指示書（様式8）を交付する。

#### （受入）

第5条 清掃工場長及び処理場管理事務所長並びにごみ資源化工場所管課長（以下「処理施設の場長等」という。）は自己搬入ごみを受入するときは、次の各号に定める確認等を行うものとする。

- (1) 廃棄物の受入基準の適否に係る確認
- (2) 重量の計算
- (3) 処理手数料等の徴収
- (4) 処理施設における投棄場所の指示
- (5) 廃棄物受入指示書の確認

#### （廃棄物の搬入基準の適否に係る確認）

第6条 処理施設の場長等は、自己搬入ごみの受入にあたり次の各号に定める基準について適合しているか否かを確認し、指示等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 処理施設に搬入される廃棄物は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第18条に規定されている基準に適合していること。
- (2) 産業廃棄物の種類及び量は、条例第39条に基づき告示されているものであること。

#### （廃棄物の計算方法）

第7条 廃棄物の計算は、処理施設の計量器により測定する。

2 処理施設の場長等は、積載量の算定を往復計量により行うものとする。ただし、施設管理課長が認めた場合は、次の(2)の方法により行うものとする。

(1) 往復計量

往路、復路で計算し、その差を搬入量とする。

(2) 往路計量

往路のみ計量し次のいずれかの算式により得た値を搬入量とする。

ア 車検証に記載されている車両重量（以下「車検重量」という。）

が2.5トン以上の場合

搬入量＝往路計量値－（車検重量＋250 kg）

イ 車検重量が2.5トン未満の場合

搬入量＝往路計量値－（車検重量＋車検重量×10/100）

ウ 手数料を納入通知書で徴収する場合は、次の算式によることができる。

搬入量＝往路計量値－処理施設にて計量し施設管理課長が認めた重量

(処理手数料等)

第8条 処理手数料等の額は条例第46条及び条例第48条に定める額とする。

(処理手数料等の徴収)

第9条 処理手数料等の徴収は搬入のつど現金で徴収する。

2 納入通知書により徴収するものは、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）
- (2) 官公庁
- (3) 札幌市の出資団体で、特に必要と認める者。
- (4) 札幌市の発注工事に係る廃棄物を搬入する者で、特に必要と認める者。
- (5) 自己搬入する者で、特に必要と認める者。

(現金徴収による取扱い)

第10条 処理施設の場合等は、現金収納による取扱いに関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 処理手数料等を収納したときは、計算書兼領収書を交付すること。
- (2) 収納金は確実に取扱うとともに現金出納簿を備え、その取扱う現金の出納状況を明確にしておくこと。
- (3) 収納金は、翌日までに現金払込書（様式5）により指定金融機関又は収納代理金融機関に払込むこと。  
また、収納業務を委託している場合にあつては、受託者に収入状況報告書の提出及び現金払込票を提出させ、収入状況を確認するとともに、収納金が指定金融機関又は収納代理金融機関に払込まれていることを確認すること。
- (4) 当日収納した処理手数料等は、翌日までに調定を行うこと。

(納入通知書による取扱い)

第11条 処理施設の場合等は納入通知書に係る取扱いに関し、次の各号に定める事務を行うものとする。

- (1) 処理手数料等は、1台毎に搬入量を10kgの単位で計算すること。
- (2) ごみ搬入状況調（様式6）及び収入状況報告書（日報、月報）（様式7）を作成すること。
- (3) 前号の収入報告書（月報）に基づき、当該月の処理手数料等について調定を行い、納入通知書を送付すること。

(その他の事項)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は施設担当部長がそのつど定める。

附 則

この要綱のうち改正部分については、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成8年7月15日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成9年2月7日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成9年8月4日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成15年1月6日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成18年2月6日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成24年4月1日から施行する。

